

伊丹市立学校園施設の使用に係る実費徴収金納付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例施行規則（昭和55年伊丹市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、伊丹市立学校及び幼稚園の施設の使用に係る実費徴収金の納付について必要な事項を定める。

(実費徴収金の納付)

第2条 伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例（昭和55年伊丹市条例第2号）第3条第1項の規定により、施設の使用の許可を受けた者は、照明設備及び空調設備（体育館を使用した場合に限る。）の使用に係る実費徴収金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 規則第7条第1号に該当する場合で、幼児、小学生、中学生を対象とする行事を行うとき。
- (2) 規則第7条第2号から第5号までのいずれかに該当するとき。

2 実費徴収金を納付しなければならない施設、使用日及び使用時間は、別表のとおりとする。ただし、使用時間については、規則第3条の規定により使用時間を変更したときは、変更後の使用時間とする。

(実費徴収金額)

第3条 実費徴収金額は、別に定める照明設備及び空調設備（体育館を使用した場合に限る。）の実費単価額にそれぞれ当該設備の使用時間に乗じて得た額を合計した額とする。

- 2 実費徴収金額の算出に係る当該設備の使用時間は1時間を単位として計算するものとしその場合に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 3 第1項の実費単価額は、電気事業者が定める当該年度の電気料金単価を基に施設ごとに定め、ホームページへの登載その他教育委員会において適当と認める方法により公表するものとする。

(報告等)

第4条 施設の使用の許可を受けた者は、施設の使用が終ったときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって教育委員会が別に定めるものにより、施設の使用日時並びに照明設備及び空調設備（体育館を使用した場合に限る。）の使用状況並びに当該設備の使用時間を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項により報告された使用時間と当該設備の実際の稼働時間に著しい齟齬があると認めた場合には、施設の使用の許可を受けた者に対し、当該設備の実際の稼働時間を使用時間とみなして前条に定めた実費徴収金を請求する。

別表

施 設	使 用 日	使 用 時 間
普通教室 特別教室 遊戯室 体育館	土 曜 日 日 曜 日 休 日 長期休業日	午前 9 時～午後 9 時
	上記以外	午後 6 時～午後 9 時

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。